

## 静岡県告示第620号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年8月18日

静岡県知事 川勝平太

舞阪加入区（舞阪区域の小型合併漁業のうち主として底はえ縄によりふぐ釣を営む漁業区分）

1 届出年月日

平成29年8月4日

2 発起人の住所及び氏名

浜松市西区舞阪町舞阪529-1

大場 守

浜松市西区舞阪町舞阪4387

渡邊 俊了

3 区域

舞阪区域

4 区分

小型合併漁業のうち主として底はえ縄によりふぐ釣を営む漁業区分